**農用地利用集積計画**

　第１　利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

　　１　各筆明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用権の設定を受ける者（受け手）の氏名及び住所　　　　　　　　　（A） | | | | | （住所）〒　　　－　　　　（電話）（　　　　）　　－ | | | | | | | (氏名又は名称) | |
| 利用権を設定する者（貸し手）の  氏名及び住所　　　　　　　　　（B） | | | | | （住所）〒　　　－　　　　（電話）（　　　　）　　－ | | | | | | | (氏名又は名称) | |
| 利用権を設定する土地　　　　　（C） | | | | | 設定する利用権　　　　(Ｄ) | | | | | | 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E) | 利用権を設定する土地の(B)以外の所有権者(共有者）(E) | |
| 所在 | | 地番 | 登記  地目 | 登記  面積 | 利用権  の種類 | 内容 | 始期 | 終期  (存続期間) | 賃借料  (円)(俵) | 借賃の  支払方法 | 住所 | 氏名又は名称 |
| 大字 | 字 |
|  |  |  | 田・畑 | (㎡） | 賃借権  使用貸借権 | 水田・畑  (　　　) | R ・ ・ | R ・ ・  (　　　　） | 10a当り・全体で | 現金・口座振込  物納・その他  （　　　　　） | 賃貸借  使用貸借 |  |  |
|  |  |  | 田・畑 | (㎡） | 賃借権  使用貸借権 | 水田・畑  (　　　) | R ・ ・ | R ・ ・  (　　　　） | 10a当り・全体で | 現金・口座振込  物納・その他  （　　　　　） | 賃貸借  使用貸借 |  |  |
|  |  |  | 田・畑 | (㎡） | 賃借権  使用貸借権 | 水田・畑  (　　　) | R ・ ・ | R ・ ・  (　　　　） | 10a当り・全体で | 現金・口座振込  物納・その他  （　　　　　） | 賃貸借  使用貸借 |  |  |
|  |  |  | 田・畑 | (㎡） | 賃借権  使用貸借権 | 水田・畑  (　　　) | R ・ ・ | R ・ ・  (　　　　） | 10a当り・全体で | 現金・口座振込  物納・その他  （　　　　　） | 賃貸借  使用貸借 |  |  |
|  |  |  | 田・畑 | (㎡） | 賃借権  使用貸借権 | 水田・畑  (　　　) | R ・ ・ | R ・ ・  (　　　　） | 10a当り・全体で | 現金・口座振込  物納・その他  （　　　　　） | 賃貸借  使用貸借 |  |  |
|  |  |  | 田・畑 | (㎡） | 賃借権  使用貸借権 | 水田・畑  (　　　) | R ・ ・ | R ・ ・  (　　　　） | 10a当り・全体で | 現金・口座振込  物納・その他  （　　　　　） | 賃貸借  使用貸借 | 利用権を設定する土地の(Ｂ)以外の権原者(F) | |
| 計 | | | | (㎡) |  |  |  |  |  |  | ↓ | ある | ない |
| ２ページの記入欄へ |

（記載注意）

1. この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。
2. （Ｃ）欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　　　）書きで下段に２段書きする。

　　　なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内 ○○○㎡と記載し、当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、欄外にその旨を記載する。

1. （Ｃ）欄の「現況地目」、（Ｄ）欄の「利用権の種類」、「内容」、「借賃の支払方法」、および（Ｅ）欄については、該当する方を○で囲み、　「その他」の場合は内容を記載する。
2. (Ｄ)欄の「賃借料」は、該当する方を○で囲み、当該土地の１年分の貸借 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。（例えば、米１俵、何円、米券何円相当何枚等）を記載する。
3. (Ｄ)欄の「借貸の支払方法」は、借賃の支払い期限と支払方法（例えば、毎年○月○○日までに○○農協の○○名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
4. (Ｆ)欄の、(Ｂ) 欄以外の権原者がいる場合は、必ず住所・氏名を記載し、捺印を要する。
5. 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第３項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利　用　権　を　設　定　す　る　土　地　の　(Ｂ)　以　外　の　権　原　者　等　　　　(Ｆ) | | |
| 権原の種類 | 住所 | 氏名又は名称 |
|  |  | ㊞ |
|  |  | ㊞ |

２　共通事項

　この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1. 借賃の支払猶予

　利用権を設定する者(以下「貸し手」という。)は、利用権の設定を受けるもの(以下「受け手」という。)が災害その他やむ得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

1. 借賃の減額

　利用権の目的物 (以下「目的物」という。) が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を越えることとなったときは、受け手は貸し手に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。

　減額されるべき額は、貸し手及び受け手が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

1. 解約に当たっての相手方の同意

　貸し手及び受け手は 1 の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

1. 転貸又は譲渡

　受け手はあらかじめ町に協議した上、貸し手の承認を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

1. 修繕及び改良

　ア 貸し手は、受け手の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損傷について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときはその他貸し手において修繕をすることができない場合で貸し手の同意があったときは、受け手が修繕することができる。

イ　受け手は、貸し手の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には貸し手の同意を要しない。

1. 租税公課の負担

　ア　貸し手は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　受け手は、目的物に係る農業災害補償法 ( 昭和22年法第185号 ) に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、貸し手及び受け手が別途協議するところにより負担する。

1. 目的物の返還

　ア　利用権の存続期間が満了したときは、受け手は、その満了の日から30日以内に、貸し手に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為

による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、受け手は、原状回復の義務を負わない。

　イ　受け手は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している限り、貸し手の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律

第195号) に基づき土地改良事業により支出した有益費については、増加額） の償還を請求することができる。

　ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において貸し手及び受け手の間で有益費の額について協議が調わないときは、貸し手及び受け手双額とする。

　エ　受け手は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

1. 利用権に関する事項の変更の禁止

　貸し手及び受け手は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、貸し手、受け手及び町が協議のうえ、真にやむを得

ないと認めた場合はこの限りではない。

1. 利用権取得者の責務

　　受け手は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的にかつ適性に利用しなければならない。

1. その他

　　この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、貸し手、受け手及び町が協議して定める。

(11) 解除条件付賃借の場合の追加事項

①　契約の解除

　　貸し手は、受け手が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

②　利用状況の報告

　受け手は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に町長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の２に定めるところにより報告しなければならない。

③　町長による勧告

　　町長は、次のいずれかに該当するときは、受け手に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　受け手が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　受け手が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　受け手が法人である場合にあっては、受け手の業務を執行する役員のいずれもが受け手の行う耕作（又は養畜）の事業に常時従事しないとき。

④　町長による農用地利用集積計画の取消

町長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア　受け手がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、貸し手が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　受け手が③の勧告に従わなかったとき。

⑤　貸借が終了した場合の原状回復

　貸借が終了したときは、受け手は、その終了日から30日以内に、貸し手に対して該当土地を原状に復して返還する。受け手が現状に復することができないときは、貸し手が原状に回復するための費用を受け手が負担する。ただし、損失が生じた場合損失が生じた場合及び抗力又は通常の利用により修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥　違約金の支払い

貸し手の責に帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合は、受け手は貸し手に対し賃借料の１年分に相当する金額を違約金として支払う。

３　利用権の設定を受ける者（受け手）の農業経営の状況等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | |  | | 性別 |  | | 年齢 | |  | 農業従事日数 |  |
| 利用権の設定等を受ける土地の面積　　　(A) | | 利用権の設定等を受ける者が耕作又は用地久野事業に供している農用地の面積（B）  （経営面積）㎡ | | 利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目  （Ｃ） | 利用権の設定を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（Ｄ） | | | | | | 利用権の設定等を受ける者の主な家畜の使用の状況　　　(E) | | 利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況　　　（F） | |
| 世帯員  （構成員） | | 農業従事者  (うち15歳以上60歳未満の者) | | | 雇用労働力  （年間延日数） | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 農地 | ㎡ | 農地 | ㎡ |  | 男 | 人 | 農業従事者 | | 人  （　　　人） | 日  人 |  |  |  |  |
| 採草放牧地 | ㎡ | 採草放牧地 | ㎡ | 女 | 人 | 農業補助者 | 主として農業に従事する者 | 人  （　　　人） |
| その他 | ㎡ | 従として農業に従事する者 | 人  （　　　人） |